

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県桶川市長

## 公表日

令和6年7月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法等の規定に従い、特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意を含む)の受理、資格喪失届(任意を含む)の受理、種別変更届の受理、付加保険料の申出・辞退届の受理、住所・氏名変更等の報告、保険料免除(納付猶予を含む)申請・学生納付特例申請の受理、法定免除の受理 ②年金請求書(老齢基礎・障害基礎・遺族基礎・特別障害給付金)の受付、未支給年金(死亡届を含む)の受付、死亡一時金の受付 ③国民年金に関する相談等 ④日本年金機構が実施する適用勧奨や免除申請に必要な情報提供 ⑤年金生活者支援給付金の支給に関する事務
③システムの名称	国民年金システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資格管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表の46、116、128の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部 保険年金課 国民年金係
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 総務・情報公関係 埼玉県桶川市泉1丁目3番28号 電話048-786-3211
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康推進部 保険年金課 国民年金係 埼玉県桶川市泉1丁目3番28号 電話048-786-3211

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月4日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	情報連携を実施していなかったため
平成30年6月4日	I-5.評価実施機関における担当部署 ①部署	国民年金担当	国民年金係	事後	見直しを実施したため
平成30年6月4日	I-5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役	国民年金課長 野口 誠一	保険年金課長	事後	見直しを実施したため
平成30年6月4日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉1丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年6月4日	I-8.特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	国民年金担当	国民年金係	事後	見直しを実施したため
平成30年6月4日	I-8.特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉1丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法等の規定に従い、特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意を含む)の受理、資格喪失届(任意を含む)の受理、種別変更届の受理、付加保険料の申出・辞退届の受理、住所・氏名変更等の報告、保険料免除(納付猶予を含む)申請・学生納付特例申請の受理、法定免除の受理 ②年金請求書(老齢基礎・障害基礎・遺族基礎・特別障害給付金)の受付、未支給年金(死亡届を含む)の受付、死亡一時金の受付 ③国民年金に関する相談等 ④日本年金機構が実施する適用勧奨や免除申請に必要な情報提供	国民年金法等の規定に従い、特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①国民年金第1号被保険者の資格取得届(任意を含む)の受理、資格喪失届(任意を含む)の受理、種別変更届の受理、付加保険料の申出・辞退届の受理、住所・氏名変更等の報告、保険料免除(納付猶予を含む)申請・学生納付特例申請の受理、法定免除の受理 ②年金請求書(老齢基礎・障害基礎・遺族基礎・特別障害給付金)の受付、未支給年金(死亡届を含む)の受付、死亡一時金の受付 ③国民年金に関する相談等 ④日本年金機構が実施する適用勧奨や免除申請に必要な情報提供 ⑤年金生活者支援給付金の支給に関する事務	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	I-3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1の31の項及び国民年金法等	番号法第9条第1項、別表第一第31項・83項・95項及び国民年金法等	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②	番号法別表第2の47、48、49、50の項	削除	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	II-1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年11月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	II-2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年11月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	II-1.対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和2年5月27日	II-2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	II-1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月18日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年12月27日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の31、83、95の項及び国民年金法等	・番号法第9条第1項、別表第1の31、83、95の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2	事後	評価の再実施をしたため
令和3年12月27日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年12月27日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年12月27日	Ⅳ-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	委託しない	十分である	事後	評価の再実施をしたため
令和3年12月27日	Ⅳ-5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	提供・移転しない	十分である	事後	評価の再実施をしたため
令和4年6月17日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 保険年金課 国民年金係	健康推進部 保険年金課 国民年金係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 保険年金課 国民年金係	健康推進部 保険年金課 国民年金係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	I-3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第1の31、83、95の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2	・番号法第9条第1項、別表の46、116、128の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、第59条、第68条の2	事後	法改正のため
令和6年7月10日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため